

安中市告示第 1 1 4 号

令和 8 年度及び令和 9 年度において安中市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 0 日

安中市長 岩井 均

令和 8 年度及び令和 9 年度において安中市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 8 年度及び令和 9 年度において安中市が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請（以下「申請」という。）の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の種類)

第 2 条 売買、請負、貸借その他の契約の種類は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。

(競争入札に参加することができる者)

第 3 条 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる契約の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める者であって、次条に掲げる審査項目について市長の資格審査を受け、資格を有すると認められたもの（以下「資格者」という。）とする。

(1) 建設工事の請負契約 次のアからカまでに掲げる要件をいずれも満たす者

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当していない者であること。

イ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項本文の規定により、法別表第 1 に掲げる建設業の種類ごとに許可を受けていること。

ウ 法別表第 1 に掲げる建設工事の種類ごとに、法第 2 7 条の 2 9 第 1 項の総合評定値による客観的事項の評定を受けていること。

エ 納付すべき税（法人税（法人の場合に限る。）、所得税（個人の場合に限る。）、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所の所在地の都道府県市区町村税）を完納していること。

オ 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者であること（当該保険に加入義務のない者を除く。）。

カ 経常建設共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者については、次の（ア）から（コ）までの要件を満たすこと。ただし、2以上の経常建設共同企業体の構成員になること及び経常建設共同企業体に登録した業種について、個別の建設業者として入札に参加することはできない。

（ア） 対象工事の種類は、「土木一式工事」とする。

（イ） 運営形態は、共同施工方式（甲型）とする。

（ウ） 構成員の数は、2者又は3者とする。

（エ） 構成員は、申請を行い、資格を有すると認められ、かつ、申請に係る業種の格付を受けていること。

（オ） 構成員の組合せは、原則として安中市が行う等級格付の同一等級又は直近等級に認定された者の組合せとする。

（カ） 全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。

（キ） 安中市内に、法に規定する本店又は支店を有する者

（ク） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号の要件を満たすこと。

（ケ） 申請に係る業種の法の許可を有してからの営業年数が2年以上あること。

（コ） 申請に係る業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものがいること。

（2） 測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「測量等業務委託契約」という。）並びに物品の購入、役務の提供等の契約（以下「物品購入等の契約」という。） 次のアからウまでに掲げる要件をいずれも満たす者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していない

者であること。

イ 納付すべき税（法人税（法人の場合に限る。）、所得税（個人の場合に限る。）、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所の所在地の都道府県市区町村税）を完納していること。

ウ 法令等の定めにより、契約を履行するに当たり許可、免許、認可、登録、届出等を必要とする場合は、これらを有すること。

（資格審査の項目）

第4条 資格審査の基準日（物品購入等の契約は申請を行う日、測量等業務委託契約は令和7年12月1日、建設工事の請負契約は令和8年1月1日）の直近1年間又は2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における次に掲げる事項を審査する。

- （1） 工事高、生産額、販売額その他の経営内容
- （2） 自己資本額、従業員数、機械設備その他の経営規模
- （3） 流動比率、営業年数その他の経営状況

2 なお、第1項の規定において、第7条ただし書の規定により別途期間を定めて電子申請を受け付けるときの資格審査の基準日は、測量等業務委託契約及び建設工事の請負契約にあつては、当該申請を受け付ける日の属する月の1日とする。

（資格審査の方法）

第5条 資格審査は、別表第1に掲げる建設工事の種類、別表第2に掲げる業種及び別表第3に掲げる大分類ごとに、第3条に定める要件及び前条に掲げる項目並びに安中市との取引実績及び成績を総合的に勘案して行うものとする。

（申請の方法）

第6条 資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機との間を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長に行わなければならない。

（電子申請の受付期間）

第7条 電子申請の受付期間は、次の各号に掲げる契約の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める期間による。ただし、市長が当該期間以外に別途期間を定めた場合は、こ

の限りでない。

- (1) 物品購入等の契約 令和7年10月1日から同月31日まで
 - (2) 測量等業務委託契約 令和7年12月8日から同月23日まで
 - (3) 建設工事の請負契約 令和8年1月7日から同月30日まで
- (添付書類)

第8条 申請者は、電子申請を行った後、別表第4の1から17までに掲げる添付書類にあつては群馬県県土整備部建設企画課内群馬県CALS／EC市町村推進協議会に、同表18から25に掲げる書類にあつては安中市企画政策部財政課に、直ちに提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認める場合は、別途必要な書類の提出を求めることができる。

(電子申請及び添付書類に使用する言語等)

第9条 電子申請は、日本語により行わなければならない。この場合において、電子申請に使用することができる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とし、これ以外の漢字を使用している場合は、電子申請に使用することができる他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

2 電子申請において使用する財務諸表は、日本語により作成しなければならない。その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

3 電子申請における金額表示は、日本国通貨でなければならない。この場合において、日本国通貨への換算は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により別に定める外国貨幣換算率の例によるものとする。

(資格審査の結果の通知等)

第10条 市長は、資格審査の結果、資格の有無を決定したときは、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

2 市長は、申請者が資格者であると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

(資格の有効期間)

第11条 資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
ただし、第7条ただし書の規定により、別途期間を定めて電子申請を受け付けるとき

の資格の有効期間は、当該資格の認定の日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、当該有効期間の期限を変更することができる。

(営業の廃止等の届出)

第12条 申請者は、電子申請を行った後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、電子情報処理組織を使用してその旨を届け出なければならない。この場合において、第8条の規定に準じて当該届出に係る添付書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき（経常建設共同企業体において構成員が営業を廃止し、又は休止したときを含む。）。
- (2) 法に規定する本店又は支店の所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はファクシミリの番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) その他の事項を変更したとき。

(資格の取消し等)

第13条 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該資格を取り消し、かつ、当該事実があった後2年間は資格を付与しないことができる。当該資格者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者（現に契約を履行していない経常建設共同企業体において、構成員が営業を廃止し、又は休止したときを含む。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けた者
- (3) 第3条に定める要件を満たさなくなった者
- (4) 電子申請に際して虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号の規定のいずれかに該当した者

(資格の取消し等の通知)

第14条 市長は、前条の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

(申請に係る情報の取扱い)

第15条 申請者の電子申請に係る情報のうち、本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び申請品目を資格審査後に公開する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）

契約の種類	建設工事の種類
建設工事の請負契約	土木一式工事
	建築一式工事
	大工工事
	左官工事
	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	屋根工事
	電気工事
	管工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	鋼構造物工事
	鉄筋工事
	舗装工事
	しゅんせつ工事
	板金工事
	ガラス工事
	塗装工事
	防水工事
	内装仕上工事
	機械器具設置工事
	熱絶縁工事
	電気通信工事
	造園工事
	さく井工事
	建具工事
	水道施設工事

	消防施設工事
	清掃施設工事
	解体工事

別表第 2（第 2 条、第 5 条関係）

契約の種類	業種
測量等業務委託契約	測量
	建築関係建設コンサルタント業務
	土木関係建設コンサルタント業務
	地質調査
	補償関係コンサルタント業務
	計量証明
	作業環境測定
	気象予報

別表第 3（第 2 条、第 5 条関係）

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷
		グラビア印刷
		オフセット印刷
		フォーム印刷
		封筒
		製本
		タイプオフ印刷
		ダイレクト印刷
		点字印刷
	地図・航空写真	地図製作
		図面製作
		写図
		航空写真
		その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品
		鋼製什器 ^{じゅう}
		事務用家具
		和洋紙
		印章
		ＯＡ機器
		その他の事務機器
	教育機器	学校教材
		教育機器
		保育教材・遊具・玩具
		教育用家具
		その他の教育機器

書籍	図書
	雑誌・刊行物
	映像ソフト
理化学医薬・保健機器	理化学機器
	計測機器
	実験機器
	測量機器
	医療機器
	X線フィルム
	光学機器
	介護用機器
	A E D
	その他の理化学医薬・保健機器
薬品	医療用薬品
	工業用薬品
	農業用薬品
	動物用薬品
	ガス類
	衛生用品
	その他の薬品
電気・通信機器	電気器具
	放送・通信用機器
	家電製品
	家電消耗品
産業用機械	産業用機械
	建設用機械
	工作用機械
農林業用機器	林業用機器

	農業用機器
農林業用用品	種苗
	肥料
	飼料
	園芸資材
	花き類
	その他の農林業用用品
車両類	自動車
	二輪車
	特殊自動車
	自転車
	自動車部品
	タイヤ
	船舶
	ぎ装
	消防用自動車
	救急用自動車
	軽自動車
	警察用自動車
	その他緊急自動車
	その他特種用途自動車
燃料類	ガソリン・軽油
	重油
	灯油
	燃料用ガス
	薪炭
	石油器具
	その他の燃料類

	^{ちやう} 厨房機器	調理台
		流し台・洗面台
		給湯器
		調理機器
		厨房用食器
		ガス器具
		その他の厨房機器
	食料品	食料品
		お茶
		学校給食用食材
	運動用品	運動用具
		武道用品
		キャンプ・登山用品
		運動設備品
		その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜
		レコード・音楽CD等
		その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服
		作業服・事務服
		白衣
		寝具類
		帽子
		その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン
		じゅうたん
		ブラインド

		椅子カバー
		どん帳
		暗幕
		テント
		シート類
		家具類
		木工製品製造
		その他の室内装飾品
写真		写真機
		撮影機
		映写機
		フィルム
		写真材料
		D P E
		マイクロ写真機
		青焼き
		カラーコピー
記念品・時計		記章
		カップ・トロフィー・ なご 楯
		記念品
		時計
		貴金属
		旗
荒物雑貨		家庭金物
		荒物
		雑貨類
		手芸用品
		かばん

		ゴム・ビニール製品
		陶磁器
		作業靴
		皮革製品
		洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板
		横断幕
		模型
		ステッカー類
	道路標識	道路標識
		カーブミラー
		バリケード
		保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート
		木材
		建築金物
		工具
		塗料
		生コン・セメント
		碎石・砂利
		仮設資材
		電線
		その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管
		パイプ
		道路・下水道用品
		陶管
		P C 板

	ブロック
	その他のコンクリート製品
鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材
	鋼管
	ガードレール
	パイプ
	鉄蓋
	鋳鉄品
	鉛管
	ビニール管
	その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
警察・消防用品	鑑識用機材
	警察用品
	防災用品
	消防ポンプ
	ホース
	消火器・消火器薬剤
	救急用機器
	消防用機器
	消防用被服
	備蓄食料
	その他の警察・消防用品
水道用品	水道用特殊部品
	水処理薬剤
	資材
	水道メーター
	その他の水道用品
特殊物品	清掃工場用物品

		選挙用品
		斎場用物品
		美術品
		ペット用品
		大型遊具
		その他の特殊物品
	電力	電力（販売）
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃
		貯水槽・高架水槽の清掃
		除草
		樹木剪定
		管渠清掃
		道路・水路清掃
		下水道維持・管理
		浄化槽清掃
		沈澱槽・分離槽清掃
		除雪
		その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備
		交通誘導
		機械警備
		プール監視
		施設受付・案内
		コールセンター・電話交換
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等
		シロアリ
		松くい虫

	くん蒸
	その他の消毒・害虫等駆除
保守管理	施設管理
	施設・設備運転管理
	駐車場管理
	道路等管理
	電気設備
	通信・放送設備
	舞台装置
	昇降機
	空調・衛生設備
	消防・防災設備
	事務用機器
	遊具・体育器具
	浄化槽管理
	自動ドア
	医療機器
	シャッター設備
	その他の機械設備
	その他の保守管理
クリーニング	クリーニング・ランドリー
	リネンサプライ
	寝具丸洗い・乾燥・消毒
廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬
	一般廃棄物処分
	産業廃棄物収集運搬
	産業廃棄物処分
	特別管理産業廃棄物収集運搬

		特別管理産業廃棄物処分
		その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送
		貨物運送
		旅行企画
		倉庫
		美術品運搬
		その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守
		データ作成・入力
		その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査
		環境計量証明
		世論調査
		市場調査
		交通調査
		地域計画調査
		調査・研究（シンクタンク）
		測量
		文化財調査
		アンケート調査
		漏水調査
		財務分析
		その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営
		会場設営・撤収
		デザイン
		ビデオ作製

		番組の企画・制作
		映像音響ソフト制作
		ホームページ制作
		広告代理
		看板標識作製・設置
		写真・マイクロフィルム
		文化財等複製作製
		その他のイベント・企画・デザイン・制作
	研修・講習	研修・講習
事務処理		筆耕等事務補助
		不動産関係事務・業務
		速記
		議事録調製業務
		封入封かん業務
		その他の事務処理
人材派遣		労働者派遣
リース・レンタル		事務用機器（リース）
		情報機器（リース）
		産業・建設機器（リース）
		医療機器（リース）
		ボイラー機器（リース）
		電算システム（リース）
		自動車（リース）
		イベント用品（リース）
		動植物（リース）
		その他（リース）
		事務用機器（レンタル）
		情報機器（レンタル）

		産業・建設機器（レンタル）
		医療機器（レンタル）
		ボイラー機器（レンタル）
		電算システム（レンタル）
		自動車（レンタル）
		イベント用品（レンタル）
		動植物（レンタル）
		その他（レンタル）
	医療福祉	福祉サービス業務
		給食サービス業務
		検診・予防接種・各種医療検査
		その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備
		機械整備
	その他	ピアノの調律
		畳関係
		自動車保険
		損害保険
		森林整備
		料金徴収
		翻訳
		通訳
		その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず
		非鉄金属くず
		古紙
		ビン類

		ペットボトル
		古物
		火葬残骨灰
		自動車
		自転車
		電気・電子機器
		その他の資源回収
	電力	電力（購入）

別表第 4（第 8 条関係）

番号	添付書類の種類	様式等	工事請負	業務委託	物品役務
1	納税証明書 （１）申請者が法人の場合 法人税、消費税及び地方 消費税、固定資産税、市 県民税（特別徴収分）、 軽自動車税、法人市民税 （２）申請者が個人の場合 所得税、消費税及び地方 消費税、固定資産税、市 県民税、軽自動車税、国 民健康保険税	発行官公庁の定めた様 式であって、申請日前 3 箇月以内に発行され たもの	○	○	○
2	登記事項証明書又はその写 し（申請者が法人の場合に 限る。）	法務局が発行したもの であって、申請日前 3 箇月以内に発行された もの	○	○	○
3	身分証明書又はその写し（ 申請者が個人の場合に限る 。）	本籍のある市区町村が 発行したものであっ て、申請日前 3 箇月以 内に発行されたもの	○	○	○
4	障害者雇用状況報告書又は その写し（申請者が障害者 の雇用の促進等に関する法 律施行規則（昭和 5 1 年労 働省令第 3 8 号）第 8 条の 規定による報告義務のある 者の場合に限る。）	公共職業安定所の受付 印が押印されたもの（ 報告義務のない者で、 障害者を 1 人以上雇用 している場合は、雇用 規定による報告義務のある 者の身体障害 者手帳等の写し及び常	○		

		勤性を確認する資料)			
5	営業所一覧表又はその写し	建設業許可申請書の営業所一覧表、変更届出書等の許可権者に提出した副本及び許可権者の受付印が押された表紙	○		
6	直近の決算に係る財務諸表 (2箇年度分)(申請者が法人の場合に限る。)	任意の様式		○	○
7	直近2箇年分の確定申告書等の写し(申請者が個人の場合に限る。)	青色又は白色申告書		○	○
8	登録証明書の写し(申請者が登録を受けている場合に 限る。)	各登録官署が発行するものであって、申請日時点で有効なもの(建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は、部門が明記されているもの)		○	
9	技術者に関する免許(県内業者の場合に限る。)	発行登録官署の定めた様式		○	
10	ISO9000シリーズ登録証の写し、ISO14000シリーズ登録証の写し (申請者が認証を取得して)	公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関が認定した審査		○	○

	いる場合に限る。)	登録機関が発行したものの			
1 1	営業に必要な証明書等の写し（営業を行う上で必要な許可等を取得している場合に限る。）	各登録官署が発行したものであって、申請日時点で有効なもの			○
1 2	行政書士委任通知書（申請の代行を行政書士に依頼した場合に限る。）	電子情報処理組織が定める様式	○	○	○
1 3	適切な保険等への加入を証明する資料の写し（該当する場合に限る。）	建設業許可申請手続の際に提出する保険等加入状況の確認資料と同じもの	○		
1 4	工事経歴書	建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定める様式	○		
1 5	技術職員名簿	建設業法施行規則で定める様式	○		
1 6	測量等実績調書	電子情報処理組織が定める様式		○	
1 7	技術者経歴書	電子情報処理組織が定める様式		○	
1 8	委任状（入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合に限る。）	安中市が定める様式	○	○	○
1 9	法人の設立・異動届出書の	安中市総務部税務課に	○	○	○

	写し（安中市内に支店又は営業所等を有し、入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合に限る。）	提出したもの			
20	障害者雇用状況報告書等（申請者が安中市内に本店、支店又は営業所等を有し、右欄に該当する場合に限る。）	障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第8条に基づく報告義務がある者は、公共職業安定所の長に提出した最新の「障害者雇用状況報告書」の写し（報告義務がない者で、令和7年6月1日時点で障害者を1人以上雇用している場合は、雇用している者の身体障害者手帳等の写し及び常勤性を確認する資料	○ （土木一式、建築一式、水道施設）		
21	地域貢献実績申告書（申請者が法人かつ安中市内に本店、支店又は営業所等を有し、右欄に該当する場合に限る。）	安中市が定める様式（令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間の期間内に、安中市内において、地域貢献活動を実施した場合に限る。ただし、従業員個人や法人内のグループは対象外	○ （土木一式、建築一式、水道施設）		

		とする。)			
2 2	防災協定書の写し及び組合員名簿等（申請者が安中市内に本店、支店又は営業所等を有し、右欄に該当する場合に限る。）	任意の様式（安中市と防災協定を締結している場合（加入している組合等が締結している場合を含む。）に限る。）	○ （土木一式、建築一式、水道施設）		
2 3	除雪委託契約書の写し（申請者が安中市内に本店、支店又は営業所等を有し、右欄に該当する場合に限る。）	任意の様式（安中市と直接、除雪契約を締結している場合に限る。）	○ （土木一式、建築一式、水道施設）		
2 4	消防団員登録報告書（申請者が安中市内に本店、支店又は営業所等を有し、右欄に該当する場合に限る。）	安中市が定める様式（令和8年1月1日時点において、従業員等に安中市消防団の団員がいる場合に限る。）	○ （土木一式、建築一式、水道施設）		
2 5	インターンシップを実施したことの証明書等（申請者が法人かつ安中市内に本店、支店又は営業所等を有し、右欄に該当する場合に限る。）	インターンシップ（受入期間が令和6年1月1日から令和7年12月31日まで）を受入れている場合においてその受入れを確認できる書類の写し（証明書、学校からの依頼文の写し等）（受入れが複数回の場合であっても、報告は1度のみとす	○ （土木一式、建築一式、水道施設）		

		る。)			
--	--	-----	--	--	--

備考

- 1 建設工事の請負契約は工事請負の欄、測量等業務委託契約は業務委託の欄、物品購入等の契約は物品役務の欄に丸が付いている添付書類を提出すること。
- 2 表の番号1から17までに掲げる添付書類にあつては群馬県県土整備部建設企画課内群馬県CALS／EC市町村推進協議会に、同表の番号18から25に掲げる書類にあつては安中市企画政策部財政課に提出すること。